

# 「都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」について

平成 21 年 7 月 7 日

国 土 交 通 省

## I. 背景

地方都市を中心にまちの魅力や活力の低下が急速に進展している中、地域の住民や地元事業等が主体となったまちづくり活動や公共的な空間の適切な整備・管理等を通じて、まちの魅力や活力の維持・向上を促進し、以て地域の活性化を図るため、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（以下「まちづくり支援強化法」）が、平成 21 年 6 月 3 日に公布された。

## II. 改正法の概要

まちづくり支援強化法の概要は、以下の通りである。

- ① 都市再生整備推進法人による、都市計画の決定又は変更に係る提案制度の創設
- ② まちづくり会社等に対する、同法人が施行する都市開発事業等に要する費用についての都市開発資金の無利子貸付制度の創設
- ③ 地域の地権者等による歩行者デッキ等の適切な整備・管理を促進する歩行者ネットワーク協定制度の創設
- ④ 中心市街地活性化や歴史まちづくり等、国として特に推進すべき施策に対するまちづくり交付金の交付率引き上げ

### Ⅲ. 本省令案の内容

本省令案は、上記まちづくり支援強化法の施行に伴い、以下の通り省令を定めるものである。

#### (1) 歩行者ネットワーク協定に係る規定

- ① 歩行者ネットワーク協定に係る公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示、その他の方法で行うものとする。こと。
  - i 歩行者ネットワーク協定の名称
  - ii 協定区域
  - iii 協定区域隣接地が定められるときはその区域
  - iv 歩行者ネットワーク協定の縦覧場所
- ② 歩行者ネットワーク協定の認可に係る、国土交通省令で定める基準につき、以下の通り定めることとする。こと。
  - i 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
  - ii 歩行者ネットワーク協定の整備又は管理に関する事項は、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に資するよう配慮されたものでなければならない。
  - iii 歩行者ネットワーク協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
  - iv 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
  - v 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

#### (2) まちづくり交付金に係る規定

まちづくり交付金の額の算出に当たっては、都市再生整備計画に基づく事業等を通じて増進が図られる都市機能のうち、以下の事項の増進の状況を勘案するものとする。こと。

- i 都市の再生の拠点としての機能
- ii 中心市街地としての機能
- iii 歴史的風致の維持及び向上に資する機能
- iv 環境への負荷の低減に資する機能

#### (3) 都市再生整備推進法人に係る規定

都市再生整備推進法人が施行又は参加することができる都市再生整備計画の区域内の居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与する施設として、駐車場を定めることとする。こと。